

横浜の図書館の現状と課題

坪野 忠

一 はじめに

横浜に最初の市立図書館ができたのは大正十年です。それ以来約半世紀、昭和四十九年に磯子図書館ができるまでは一館のままでした。

現在、市立図書館は九館にまでふえ、市民の利用もふえてきています。その状況を、まだ一館だった四十八年当時とくらべてみると、図書館数が八館、図書資料数は五倍、図書資料費は九倍にもふえました。利用者数も飛躍的に伸びていました。貸出利用登録者は二一倍で、市民の約二〇%が登録していることになりました。貸出冊数は一四倍、市民ひとり年間約一・五冊の本を借りている計算です。

(表一、二)

サービス内容面でも変化してきています。まず、昔の『本を見せる図書館』から『貸す図書館』へと変わったことです。利用者の読みたい本や、欲しい資料が見つからないときは、職員が相談に応じ、そのとき図書館にないものについては、「予約」申込みをすることにより、新しく購入したり、他館から借りて提供することも行われるようになりました。

建物の雰囲気にしても、だれでもが気軽に入りやすいように、ガラス貼りの明るい感じにし、くつろいで本や雑誌が読めるような工夫が定着しています。本も、自由に手にとって選べるように公開制が原則になってきました。

また、身障者へのサービスも始めています。現在は、戸塚図書館で対面朗読サービスや点字図書・録音テープの貸出しを行っているほか、港北図書館でも最近開始しました。車椅子用のスロープやエレベーター、点字ブロックの敷設など入り易い工夫に加えて、高層にわたる建物ではなるべく図書館は下の階に位置するなどの配慮がはらわれています。

児童へのサービスも図書館の大切な仕事です。子ども本を豊富に揃え、子ども自身が自由に選べるように開放的な造りに



対面朗読



おはなし会

- 一 はじめに
- 二 市図書館施策の変遷
- 三 横浜市図書館の課題

表一 横浜市立図書館の発展

	昭和48年度	昭和59年度	48年を100とすると
人口	2,513千人	2,915千人	
面積	423km ²	430km ²	
市立図書館数	1	9	
移動図書館数	2	2	
蔵書冊数	262,338冊	1,311千冊	500
うち児童書	57,425冊	446千冊	800
図書資料費	28,610千円	259,470千円	900
個人貸出 登録者数	28,276人	588,159人	2,100
うち児童	14,813人	267,792人	1,800
貸出冊数	314,246冊	4,260千冊	1,400
うち児童	191,010冊	1,909千冊	1,000
団体貸出 団体数	211	296	140
貸出冊数	179,428冊	398千冊	200
1館当たり市民数	2,513千人	324千人	
面積	423km ²	48km ²	
市民1人当たり図書資料費	11.4円	89円	
個人貸出利用登録率	1.1%	20.2%	

表二 横浜市立図書館の現状一覧（昭和59年度末）

	創立年月	建物延面積	複合施設	職員数(司書) <嘱託>	一般書	児童書	備考
横浜市	大正10年1月	3,125.65㎡		47(34)	325,752冊	118,517冊	団体貸出 移動図書館(2台)
鶴見	昭和55年6月	1,510.45	精薄児通園施設	12(11)	46,505	23,353	
保土ヶ谷	57年5月	2,477.02	公会堂	20(18)	87,074	56,947	団体貸出
磯子	49年10月	1,077.58	老人福祉センター 地区センター	12(11)	45,105	24,660	
金沢	55年5月	2,116.26	地区センター	20(18)	97,367	59,698	団体貸出
港北	55年8月	2,217.02	地区センター	20(18)	96,422	62,492	団体貸出 視覚障害者サービス
山内	54年4月	1,150.97	緑区支所 地区センター	14(13)	49,696	37,528	
戸塚	53年11月	3,386.00	公会堂 地区センター	25(21)	97,540	56,427	団体貸出 視覚障害者サービス
瀬谷	60年1月	1,547.94		12(9) <2>	26,215	19,148	
計				182(153) <2>	871,676	458,770	

(注) 開館時間は火～木、土、日は9時30分～17時、金曜日9時30分～19時
 横浜市図書館のみ火～金9時～19時、土日9時～17時
 休館日は月曜日・月末日・祝日・年末年始・図書特別整理期間

し、お話しコーナーを設けて、お話し会などの行事も各館で催されています。一方、市民の誰もが自分の身近の図書館を通じて、他の図書館などの資料も利用できるようにネットワーク化が進められることも不可欠です。そのための業務の一環として、五十六年から、野毛図書館から発して県立図書館も経由する図書館連絡車が、週一回各館を巡回し始めました。利用者の求めに応じて、自館にない本を他館から一時借用して提供する

ための足なのです。さらに今年からは、各館の間で文書や資料の電送ができるファクシミリや、国立国会図書館の資料も調べることができる機能を持つワードプロセッサも設置される予定です。我が国では長い間、図書館は学生や研究調査をする人たちだけが行くところ、勉強や調べごとをするところという固いイメージで見られ、一般市民にはあまり縁がないと考えられてきました。図書館側でもまた、来る利用者だけを

図-1 図書の予約 (イラスト 伊沢ユキエ)

予約サービスで 図書館5段活用!!

1 予約をうける

「X氏の生涯」という本を探してあげますか?」

「はい、調べてみます。この図書館にはありませんが、借りたりして用意します。」

「X氏の生涯」という本を探してあげますか?

予約をうけたら

- 1 自館に所蔵するか調べます
- 2 同じ様な本を紹介して用件が済むこともあります。
- 3 貸出中のときは「返却待ち」をしてもらいます。
4. 所蔵しないときは...

2 出版事項などの調査

「X氏...出版社...」

「はい、OKです。出版社...」

「出版社...」

Tel & FAX

3 書店へ注文

「この本、急ぎでお願いします。」

「はい。」

「ピー! (その本は予約中!)」

「返却される本をリザーブ。」

▶他館へ問い合わせ

「はい、A館です。今調べます。」

「おまじげ、ありますよ。今度の連絡車で送ります。」

「X氏の生涯...」

4 利用者の手に渡る

「自分の利用する図書館を窓口にして、市内外の館でも、利用することが出来ます。」

「私はこの予約サービスもいつも利用しています。」

山内 鶴見 保土ヶ谷 港地 瀬谷 野毛 磯子 金沢 川崎 藤沢 鎌倉 国立

...図書館ネットワーク...

4 利用者へ連絡

「A図書館です。昨日予約された本、用意できました。どうぞご利用ください。」

「送付車」

相手に奥から本を出してきて閲覧させるという受身の、またいさかお高い姿勢に終始してきたといえます。

横浜の図書館も、「本を見せる図書館」あるいは「文化活動・集会活動の図書館」として広い市域に一館、単なるシンボリック的存在にすぎませんでした。

しかしこの一〇数年、「開かれた図書館」を目指したさまざまな試みと、そして何よりも図書館の数がふえたことで、ようやくその存在が市民にとって、距離的また心理的にも身近になってきたといえるでしょう。ただし、公共図書館が今日の姿になってくるまでには、いろんな変遷があります。横浜でも、市民・行政を含めて混乱や葛藤があったのが事実ですし、現在もなおそれは続いており、こうした中で課題はまだ山積しています。

二——市図書館施策の変遷

① 流れが変わってきた日本の公共図書館

我が国で公共図書館の流れが変わってきたのはこの二〇年と言われています。

昭和二十五年に図書館法が公布され、利用の無料が確立された後、全国的には、移動図書館の登場やPTA母親文庫、読書会活動など様々な動きがありました。が、決定的な転機となったのは昭和三十

八年に日本図書館協会が発表した「中小都市における公共図書館の運営」（中小レポート）の影響と言われています。

そこで提唱された公共図書館の在り方というのは、従来、図書館が一部の人のための勉強場であったことを否定し、「公共図書館の本質的な機能は、資料を求めるあらゆる人々やグループに対し、効果的にかつ無料で資料を提供する」とともに、住民の資料要求を増大させることにあること。そしてそのためには、図書館がひとつでは大部分の市民は利用できない。図書館が持つ機能を住民の近くまでかけて行ってサービスすべきである、というものです。

これは、当時の図書館の常識からすれば反発も多く非常な論議を呼びましたが、一方では、現場で模索していた職員からの拍手も多かったと言われています。

そしてその後、東京都下の日野市が建物もなく移動図書館から始めて、人口七万の都市で二〇万冊という当時としては驚異的な貸出し実績を記録し、「中小レポート」の提唱を裏証して見せた結果となって全国の図書館に衝撃を与えました。

日本図書館協会は、この流れを「市民の図書館」（四十五年刊）という本に分かりやすくまとめ全国への普及を図りました。この本は、当時図書館を求める市民の教科書にもなりましたが、そこでは公

共図書館の方向として

①市民の求める図書を自由に気軽に貸出すこと。

②児童の読書要求にこたえ、徹底して児童にサービスすること。

③あらゆる人々に図書を貸出し、図書館を市民の身近に置くために、全域にサービス網をはりめぐらすこと。

以上の三つの重点が強調されています。同じ頃、市民に影響を与えた本に、自らの文庫活動を紹介し、「ポストの数はど図書館を」と呼びかけた児童作家石井桃子の『子どもの図書館』（四十年、岩波新書）があります。この本は、当時子どもたちのために各地で文庫を開いていた人々の共感を生み、さらに文庫活動を全国にひろげるとともに、図書館増設運動のきっかけの役割も果たしました。

このころ横浜の図書館では、団体貸出用の配本車が購入されて間もなく、地域への図書館の出前が始められています。が、先に述べた新しい流れの影響を受けさまざまな動きが生まれていきます。

② 横濱市の図書館の変遷と住民の団体貸出を重点に

昭和三十八年、「中小レポート」の熱気を受けた形で、横浜の図書館は五カ年継続事業として「横濱市図書館総合奉仕

計画案」を打ち出しました。これは半径三・五kmのサービシエリアを設定して、その中心に、蔵書五万冊、配本車一台を置いた分館を作る。一区に一〜四館を設置して、配本所——分館——中央図書館という図書館網を作る、という内容です。そのための当面の方針は、「従来の団体貸出しを拡充しながら、地域の要求と実状を調査し、地域図書館設立の基盤とする」というものでした。これが、現在まで続いている地域文庫への団体貸出事業で昨年八月をもって打ち切られた配本制度もこの時期に確立されたものです。

ともあれ、その後四十五年にスタートした移動図書館事業とあわせ、横浜の図書館も「待つ姿勢」から「出る姿勢」に変わったと言えるでしょう。

この後は、急増する市人口の中で、移動図書館の巡回への要望や、団体貸出しを利用する文庫が続々とふえ、その中から図書館増設を求める住民運動へとたかまってきて、市としても新しい図書館計画の立案を真剣に考えざるを得なくなってきたのです。

③ 市の新しい図書館理念

昭和四十七年十月、横濱市社会教育委員会では、「横濱市の図書館行政の施策と展望」を、横濱市における図書館の新しい指針として教育委員会に意見具申しました。ここで示された内容は、それま

での横浜の図書館の実態から見れば画期的ともいえるものです。

それは、まず——市民の自発的な自己学習への要求が高まっており、図書館の果たす役割が重要になっているが、横浜は他都市と比較してもその現状は劣っている——と現状分析した上で

①図書館は、市民にとって、いつでも、だれでも、どこでも利用できる「開かれた施設」でなくてはならない。そのため公共図書館の基礎的な仕事は「貸出し」であり、それをベースとして図書予約、読書相談、レファレンス等の仕事が積み上げられる。

②市民要望に応えるためには、単に大規模な中央図書館の建設だけでなく、新しい理念に立脚し、有機的に結合・組織されたシステムの中に位置をもつさまざまな規模の図書館が、年次計画に従って、早急に建設されなければならない。

そして、これを現実化するために、次の「横浜方式」を提起したのである。

その第一は、個々の市民の日常生活圏の中に図書館を置く「地域図書館システム」(図-2)の実現です。これは、行政区にこだわらず市内に複数の図書館ブロックを設ける。このブロックは、移動図書館を含むA、D型(表-3)に分けられる規模の異なった図書館群で構成す

る。各ブロックと中央図書館によりシステムを組織し市民にサービスする——という構想で、このとき内部で検討された図書館の数は七〇館余と言われている。

その第二は、①児童サービス、②老人へのサービス、③身体障害者へのサービスで、それまでは利用対象としてあまり重要視されていなかった層を、対象の水準としてすえたことです。

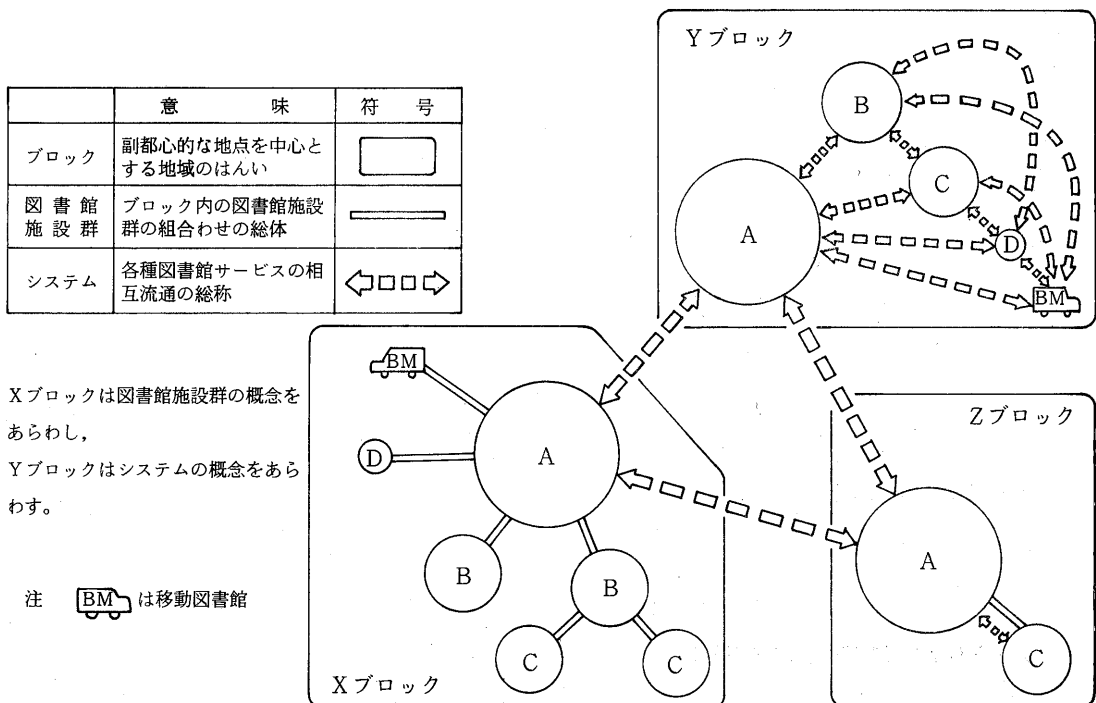
④「市総合計画一九八五」と住民運動の中で

昭和四十八年、意見具申を受けて横浜は、「横浜市総合計画一九八五」の中に、中央図書館の整備、方面別図書館八館の建設、移動図書館一〇台への増強、

表-3 図書館ブロックの構成要素

	サービスエリア	蔵書数・規模
地域中心館 (A館)	12 km ² (半径 2 km)	15,000冊 2,300 m ²
地区図書館 (B館)	4 km ² (半径 1.1 km)	45,000冊 950 m ²
地区小図書館 (C館)	2 km ² (半径 0.8 km)	15,000冊 150~250 m ²
末端サービスポイント (D館)	地域の状況調査のうえ決定	週 2 回定時開館

図-2 ブロック・図書館群・システムの概念



地区センターに図書室を整備、などを盛り込みました。意見具申の内容から見ると後退したものでしたが、ともかくこれで横浜市としても、図書館を増設して全域サービステルに踏切ったと言えます。

翌四十九年に二館目の磯子図書館。ついで五十二年には緑区に山内図書館、と増設が始まりました。

一方この頃は、市の人口が年間万単位で急増した時期でもあり、周辺部の文化施設の整備が間に合わなかった地域に移住した住民の間では、自宅を開放した家庭文庫や地域文庫が爆発的にふえた時期でもあります。「横浜には、全国の文庫の1割がある」と言われたのもこの頃です(図-3)。

昭和四十九年、「市長への手紙」の中で、図書館に関する要望件数が三位になり、翌五十年には他を押さえて一位になりました。これに注目した「市民の目委員会」が五十二年にアンケート調査をした結果、①「図書館が身近にない」「場所がわからない」等の回答が七四%もあったこと。②「身近にあれば利用したい」が九五%と、潜在需要が大きいことなどを報告し、早急な対策を進行しています。

図書館建設も、これに添えるべく五十二年には戸塚、五十五年には鶴見、金沢、港北と相次いで増えていきました。しか

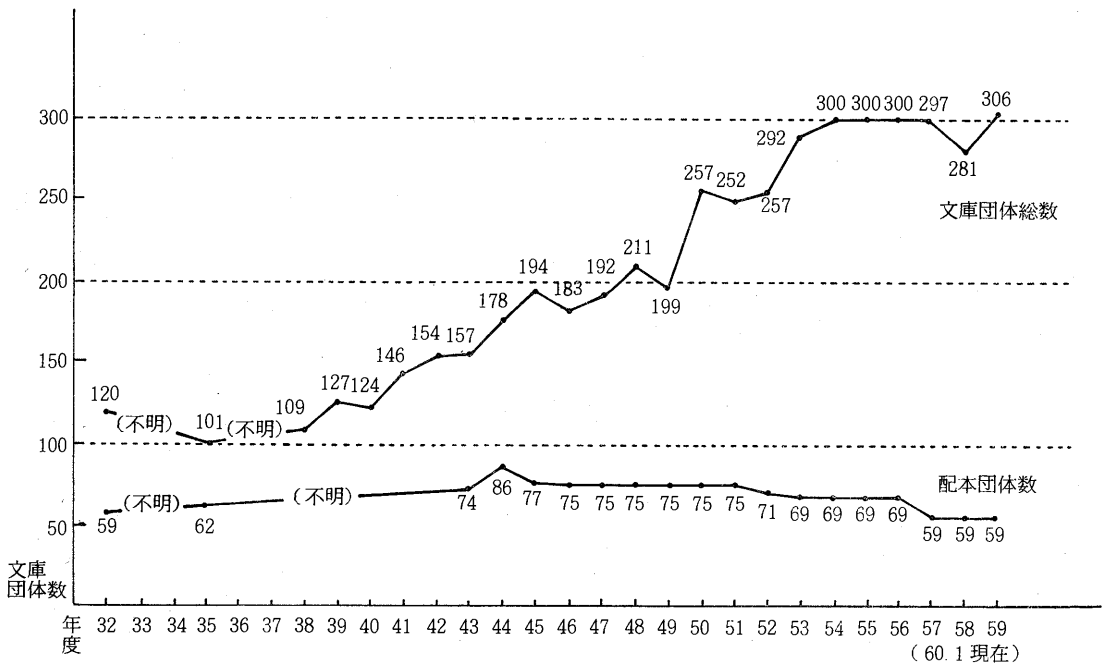
し大世帯の横浜では焼石に水でしかなくかえって集中した利用によるパンク状態から図書館現場での混乱は増す一方でした。

市の総合計画には盛り込まれたものの、実現への青写真——目指すべきサービスの基本計画・方針、実現の方策、年次計画、当面対策等——を策定し得なかつたこと。加えて、当時顕著になり始めた「行政見直し」がその要因といえます。

当時、横浜市に図書館をつくる住民運動連絡会は、「私たちの望む横浜市の図書館」(五十四年)の中で、「総合計画による図書館施策は、意見具申を踏まえているという説明にもかかわらず、実際が違っており、先行きの見通しもあいまい」とした上で、次のような点を指摘しています。

①市内の主要鉄道沿線方面に建設される「方面別図書館」は、システム上の位置付け、機能、規模、配置計画等が不明確。たとえば山内図書館は、意見具申の「地区中心館」(B型・サービスイリア四蔵、蔵書四万五千冊)の規模しかなく、緑区全域をカバーするのは無理。緊急措置としての移動図書館も望まれるが、新設館に車庫がついていないにもかかわらず増車されていない。中・小規模を含めて、早急にシステム化計画を立ててほしい。

図-3 横浜市図書館の文庫団体数の年度推移(85年1月現在)



(資料)「みんなの図書館」(85年4月号)

② サービス内容面では、図書館間の連携システム化や身障者サービス等が進んでいない。開館時間、開館日、貸出冊数の制約が利用を阻害している。

③ 団体貸出し取扱館の拡大と配本車の増車が進んでいない。

④ 地区センター図書館、青少年図書館の問題を改善し、市立図書館のシステムに組入れるべきである。

——などで、意見具申の理念に沿った総合計画を早急に作って示して欲しいというのがその主張でした。

㊦ 21世紀プランの図書館構想

「よこはま21世紀プラン」が五十六年に発表され、その中で図書館計画の具体化が次のように打ち出されました。

それは、都心部に市民文化ゾーンを設定し、中央図書館等中心的な文化施設を建設し、地域における文化活動の中心的な場として、各区ごとに区図書館等の施設整備をすすめる文化ゾーンの形成をめざす——という構想に基づき、図書館は、「横浜市の図書館の中心として総合的図書・情報サービスをを行う中央図書館を建設するとともに、各区ごとに区図書館を建設し、図書館網の確立を目指す。地区センターの図書コーナー、小・中学校の図書室についても、市民の図書利用を推進する」というものです。

ここでは「方面別図書館」が「区図書

館」と呼び方がかわり、八館建設が、各区に一館ずつ配置されることにふえたほか、小・中学図書室の開放をふやすことが加えられたことが特徴で、移動図書館や団体貸出しには言及されていません。

この計画は、昨年五月さらに修正されて、第二次実施計画として、区図書館の全区配置を六十四年度までに、これを支援する中央図書館の建設を七十五年度までにそれぞれ完成させることが決まりました。

同時に、内容的にも、市民ニーズの多様化・高度化が想定されるので、これに対応するために「国際化・高度情報化・高齢化に対応できる市民利用施設」としての「質的変換」が打ち出されているのも特徴です。

現在は、この方針に基づいた建設が進められており、五月には旭区に、来年は港南・神奈川両区にも新設館が開館する予定になっています。

国際化、高度情報化、高齢化に対応する図書館の「質的変換」の具体的な方向は、まだ明らかではありませんが、目下進められている中央図書館計画の中では、①図書館の一体化による情報システムの構築。②ニューメディアの積極導入による外部機関も含めた連携情報サービス。③ビジネス資料や各分野の専門資料をはじめ収集範囲の拡大による資料充

実。④レファレンスなど調査研究のためのサービスの強化。⑤視聴覚資料の収集。⑥障害者サービスの強化。また、開館日・開館時間の拡大等も検討されていると聞きます。

三——横浜市図書館の課題

いま横浜市はかつてないスピードで一区一館をめざした増設を進め、サービス面も少しずつ改善されてきています。しかし、市民要望を考えるとまだまだ課題はたくさんあります。

表14は、ここ一〇年間の政令指定都市における公共図書館の伸びを比較したもので、参考に東京二三区の平均をつけてみました。こうして見ると、横浜市も伸びていますが、全体としては大都市レベルの伸びの中でもまだ平均水準に達していないと言わざるを得ません。特に、二三区平均と比較すると基礎的な条件整備面の立ち遅れが目立つのが現状です。

市の人口が昨年十二月には三〇〇万人を超え、七十五年の推定人口も三二七万人と計算されている現在、質的転換も当然も当然のことながら、基礎としての量的整備がまだ不十分といえるでしょう。

こうした観点から、次にいくつかの課題をあげてみます。

①—まだ必要な図書館増設

五十七年度の「市長への手紙」では、図書館への要望件数が全体の二・八％と七位になったことが報告されています。

そこで紹介されている一文に次のような例があります。

「(緑区)霧が丘地区は緑多く自然にめぐまれた地域ですが、駅から遠く文化的施設は皆無といった状況です。そこで、子供たちに少しでも良い本を与えようという願いで〇〇文庫をつくり活動していますが、ボランティア活動の限界にきています。そこで市長さんをお願いがあります。

(一) 十日市場駅付近に図書館をつくらせてください。

(二) 本を交換しに行くのは大変な作業です、本を配本してください。

(三) 地域文庫活動に金銭的援助と運営についての指導をお願いします。」

しかし、現在緑区には山内図書館がすでにあり、今の一区一館方針ではこの第一要望は叶えられないのは明らかです。第二要望についても、昨年八月で文庫への配本を全的に打ち切ったのでこれも駄目ということになります。実際、この手紙への返信はそのような内容でした。

同様の例は、昨年一月、保土ヶ谷区西部(川島町・新井町・上菅田町・西谷

表一 4 政令指定都市および東京23区公共図書館基礎データ比較表（昭和49・59年度）

年度	対象人口	図書館数	移動図書館数	1館当たり市民数	個人貸出登録率（登録/人口）	市民1人当り個人貸出冊数	市民1人当り蔵書数	市民1人当り資料費	文庫団体数	団体貸出冊数	職員1人当り市民数
	千人			千人	%	冊	冊	円		千冊	人
札幌	49 1,187	4	2	297	4.2	0.6	0.18	31.5	176	104.1	1
札幌	59 1,479	7	2	211	9.3	2.2	0.59	91.8	126	166.0	14,790
川崎	49 981	3	0	327	3.9	0.5	0.16	15.0	30	9.2	31,645
川崎	59 1,049	4	2	262	9.8	1.3	0.57	66.0	63	38.0	20,980
名古屋	49 2,073	13	4	159	8.9	1.4	0.55	59.1	41	136.7	12,194
名古屋	59 2,066	15	6	138	13.9	3.1	1.02	119.4	190	73.0	9,745
京都	49 1,464	9	2	163	8.4	1.5	0.35	86.4	90	30.0	24,000
京都	59 2,717	7	1	388	2.6	0.4	0.14	14.0	385	180.1	20,276
大阪	49 2,534	21	2	121	6.8	1.6	0.42	68.9	116	20.0	13,478
大阪	49 1,325	7	1	189	5.7	0.5	0.28	26.4	31	7.0	23,246
神戸	59 1,381	8	1	173	17.8	2.4	0.62	67.9	23	25.0	17,705
広島	49 822	2	4	411	3.3	0.5	0.19	46.5	123	38.7	22,833
広島	59 907	6	4	151	11.0	1.7	0.88	181.4	258	142.0	19,298
北九州	49 1,053	6	4	176	3.1	0.5	0.43	55.6	95	65.6	14,040
北九州	59 1,052	14	6	75	16.6	2.5	0.96	79.6	206	509.0	11,191
福岡	49 945	1	1	945	0.2	0.02	0.08	15.0	67	7.4	118,125
福岡	59 1,098	8	0	137	17.6	1.6	0.62	101.1	166	208.0	39,214
横浜	49 2,573	2	2	1,287	1.9	0.2	0.12	12.3	237	187.6	59,848
横浜	59 2,915	9	2	324	20.2	1.5	0.45	89.0	296	398.0	16,194
政令指定都市平均	59	10.1		175.5	13.1	1.9	0.65	95.5	153.4		18,600
東京23区平均	59	6.5		55	17.7	3.6	1.43	301.3	108		3,945

図一 4 政令指定都市公共図書館サービス指標（昭和59年度）日本の図書館1981

項目	1館当りの人口	個人貸出登録率	市民1人当り個人貸出冊数	市民1人当り蔵書数	市民1人当り資料費	職員1人当り市民数	団体貸出グループ数
	千人	%	冊	冊	円	人	グループ
政令指定都市平均	175.5	13.1	1.9	0.65	95.2	18,600	153.4
23区平均	55	17.7	3.6	1.43	301.3	3,945	108
神戸	173	11.0	1.7	0.62	91.8	17,705	126
京都	163	9.8	1.6	0.62	89.0	16,194	116
広島	151	9.3	1.6	0.59	86.4	14,790	90
名古屋	138	8.4	1.5	0.57	79.6	13,478	63
福岡	137	6.8	1.5	0.45	68.9	11,191	23
大阪	121		1.3	0.42	67.9	9,745	
北九州	75			0.35	66.0		

図一五 地域にほしい施設上位10 (保土ヶ谷区西谷・上菅田町ほか)

	全 体 (n=1357)	川島・東川島・西谷 (n=693)	上菅田・新井 (n=664)
1位	図 書 館 (28.7)	図 書 館 (27.0)	図 書 館 (30.6)
2位	小さなホール・劇 場 (21.0)	屋 内 プ ール (20.5)	子供の遊び場・公 園 (23.3)
3位	子供の遊び場・公 園 (20.9)	小さなホール・劇 場 (19.9)	小さなホール・劇 場 (22.1)
4位	屋 内 プ ール (16.0)	子供の遊び場・公 園 (18.6)	野球のできる広場 (15.8)
5位	老人福祉センター老人 憩いの家 (15.1)	地 区 セ ン タ ー (17.3)	市・区設の小集會 施設 (14.5)
6位	地 区 セ ン タ ー (14.7)	老人福祉センター老人 憩いの家 (16.2)	老人福祉センター老人 憩いの家 (14.0)
7位	市・区設の小集會 施設 (13.8)	屋内スポーツの体 育施設 (13.6)	屋内スポーツの体 育施設 (13.6)
8位	野球のできる広場 /屋内スポーツの 体育施設 (13.6)	市・区設の小集會 施設 (13.1)	地 区 セ ン タ ー (12.0)
9位		野球のできる広場 (11.4)	夜間照明付きのテ ニスコート (11.6)
10位	夜間照明付きのテ ニスコート (11.4)	夜間照明付きのテ ニスコート (11.3)	屋 内 プ ール (11.3)

(資料) 「地域社会に関する意識調査」(60年12月・企画財政局)

町など)住民を対象に行われた企画財政局の「地域社会に関する意識調査」結果(図一五)にも表われています。ここでは、「地域にほしい施設」のトップが図書館のみでは不十分であることが示されています。

利用者はどれ位の範囲から来るのか。これは、交通の便や日常行き来する生活動線の経路などにより多少変わりますが、だいたい1kmというのが定説になっ

ていて、これを越えるとなると来館度が落ちると言われています。

横浜の広大な市域の中で、交通事情や市民の居住分布を考えると、必ずしも行政区別にこだわらない配置計画と一区一館を超える増設が望まれます。

同時に、その間の過渡的対策として、また将来必ずしも図書館を設置するまでもない地域への拠点として、移動図書館の巡回は効果的です。ネットワークに組込んだサービスポイントとして、複数の

館から巡回するなどの増強を図る必要があるでしょう。

② 図書館類似施設のネットワーク化を図るには

市の計画では、地区センター、小・中学校の図書室の開放が、図書館数の量的整備を補完する方針になっています。

現在、小・中学校は毎年八校くらいのペースで新規開放が進められ、今年は四四校が図書室を開放中で、地区センターは一五館が本の貸出しをしています。

しかし、学校開放の場合、年間図書費が一枚当たり三〇万円。新規開放校で百万円と少ない上に、週二回貸出しをしている程度なので、実質どの程度図書館機能を補完できるかが問題です。

同様のことは地区センターの場合でも言えます。もともと多目的施設として位置づけられています。それだけに蔵書数、スペース、職員配置等での無理があり、サービス機能もその枠内に限定されているのが現状です。

ところで横浜には、各区に青少年図書館があります。これはもともとは、学令児の学習室という形の、本を置かない図書館として建設されたものです。その後市民要望もあって、現在ではそのほとんどの館が、一般も含めた地域市民に開放され、貸出しも行われるまでになりました。

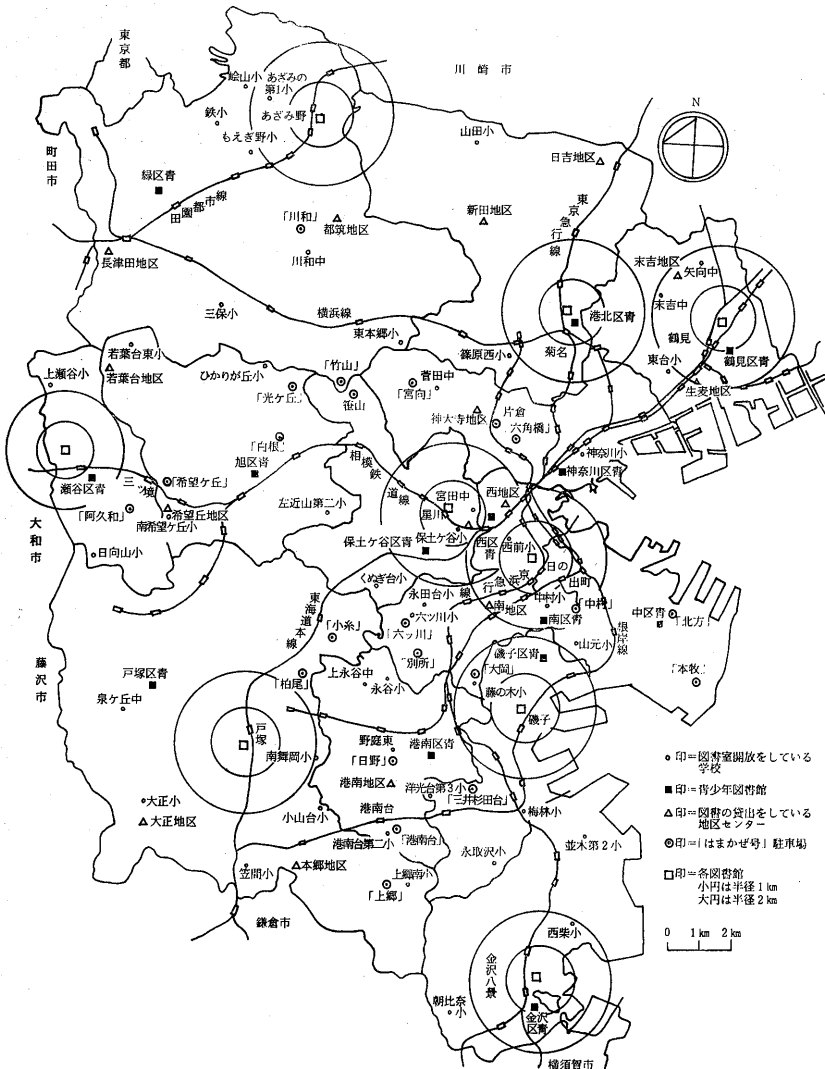
した。しかし施設の目的自体が青少年の健全育成という点におかれており、各館とも年間千冊位の本しか買えないなど、別稿のような根本問題があります。

以上のような諸施設が、市民から本を貸してくれる「図書館」として見られているのは一面の事実です。しかし根本的には、地区センター・青少年図書館が市民局、学校開放は教育委員会社会教育課というように行政所管が区別され、それぞれの方針によって制約がある上に、市立図書館との間にはネットワークとしての有機的なつながりさえないという問題があります。

図書館が図書館としての機能を発揮するには、対象人口に応じたある程度以上の蔵書数とスペース、そして専任職員の配置など最低限の要件を備えることが必要です。文部省の「公立図書館の望ましい基準(案)」(四十七年)でも、図書館分館の蔵書数を最低一万五千冊(人口により異なる)、年間増加冊数人口千人当たり一二五冊以上、職員は人口七千五百人に一人——と示しています。

将来、これらの諸施設が図書館として市民利用に役立てていくためには、必要な要件を整備し、機能や管理運営面での整合性を図り、所管上の一体化とネットワークへの組織化が最低限度必要と考えられます。

図一六 市立図書館サービス網と図書館類似施設



③ 量的整備をさらに進めるために「いつでも、だれでも、どこでも、なんでも」。これは図書館の充実を願う市民の合言葉でした。これを具体化する形で「貸出し」サービスが重視され、「予約」制度が定着し、年齢制限も取り払い

館数もふえてきました。しかし求められている在り方からすれば、まだ道遠しの感がします。いま市の計画では、図書館活動の質的転換を目指して、市民ニーズの多様化・高度化に応え得る体制整備を中央図書館機能の中で検討しています。ここでは、

資料・情報収集のスピード化と拡大化という形で、いわゆる「なんでも」が志向されています。しかしまだ、「いつでも、だれでも、どこでも」は、不十分といえます。市民の生活実態に合った開館の設定という面では、他都市でも論議され始めて

いますし、市民の要望を把握した上で、職員労働強化、ひいてはサービス低下を招かない対策を含めた検討が必要でしょう。

また、前述の「住民運動連絡会」が提唱している「街頭返却ポスト」の設置も、来館に制約のある市民の手数を軽減し、一方本の回転を早くするという面でも検討してよいことではないでしょうか。

このほか、同一の貸出券でどの図書館でも利用できるシステムや、貸出冊数の制限緩和など、ネットワーク化が進められる中で市民にとっての窓口拡大による量的整備が、なお現実的な課題として求められているといえます。

④ だれでもが利用できるために

いわゆる社会的弱者と呼ばれる人たち、種々の事情から来館できない人たちも、それぞれの立場で心の糧や情報を求めているのは疑いありません。病人、老人、心身障害者(児)、矯正施設や保護施設にいる人——等々です。

現在視覚障害者には、戸塚・港北両館でサービスしていますが、全館体制ではありません。肢体不自由者や遅発育者など障害の状態や程度に応じたサービス体制の整備も求められるところです。また長期入院者や老人ホーム、刑務所等いわゆる施設へは、団体貸出が有効でしよ

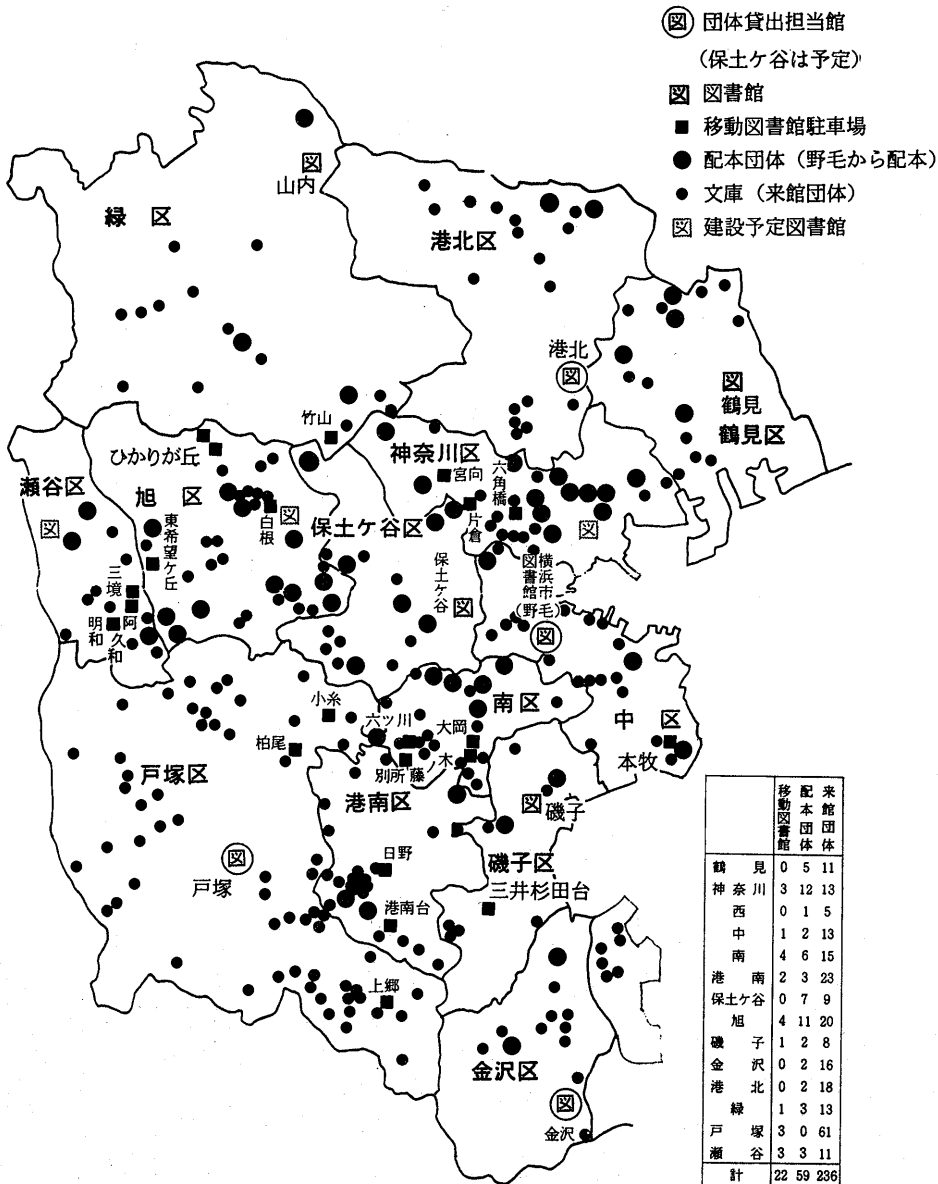
うし、個人への郵送等来館できない市民へのさまざまな方策の検討が必要です。

⑤ 児童サービスは基本機能の一つ

図17は、市内にある文庫の分布状況です。このほかにも市図書館を利用してない文庫があると思われませんが、ともかくこれを見ると横浜は文庫王国といえるでしょう。前述の「市長への手紙」の例を引くまでもなく、文庫が図書館の補完をしているのが現実です。しかもその利用者の大半が児童であることを考えれば、図書館としては児童サービスをめつと強化する必要があります。子どもの頃から図書館利用に習熟するのは、学校図書館とはちがう意味での生涯学習の一步でしょう。子どもが成長発達していく過程で、自分に必要な本を自由に選べる環境を子どもたちの身近に設けることは、大人社会全般の責務といえます。歩いて行ける範囲に図書館を設置することが望まれるゆえんです。

関連として、横浜市の図書館には文庫の存在をどのように考え、どう対応すべきかという根本的で現実的な課題があります。これまでの市図書館施策の流れをふりかえれば当然これは明らかにする必要がありますでしょう。過去には図書館自身が推奨した事実と文庫が地域で果たしてきた役割を正當に評価するとともに、現

図一 7 横浜の文庫および移動図書館分布図(59年9月現在)





在の文庫活動の実態や意思を反映した図書館の基本方針と具体策が、いま求められています。今回廃止した配本制度も、そうした中で再検討されるべきではないでしょうか。

⑥ 職員体制に望まれること

図書館が円滑に機能する上で、職員という要素はもつと重視される必要があります。

横浜市の図書館が全国に誇れることは司書有資格率が高いことです。しかし有資格は最低限であって、実際に職員として必要な力量を身につけていくためには、職員個人の自覚による日々の研鑽と

努力は当然のことながら、図書館業務としての研修が制度化されることが必要です。それは、横浜の図書館員として当然身につけねばならない基礎的研修と、個々の業務分野に関連した臨床的研修とに分けられるでしょう。

その結果が利用者との対応の中でさらにみがかれ、蓄積されると同時に図書館全体として共有し、サービスの向上に還元されていくことによって、はじめて職員の役割が発揮されるといえます。残念ながら現在は、個人個人の努力の段階に留まっているのが実態です。

一方、職員が求められている力量を如何なく発揮するためには、なお質的サー

ビスの向上をはかれるだけの職員体制の強化が望まれます。

以上、一職員の立場から、未整理なままにいくつか考えられることを課題として挙げましたが、図書館がいまや市民の生活基盤に欠かせない要素となっている今日、その具体的な在り方についてはなお一層の検討が必要でしょう。その面で市民の声を積極的に反映した図書館づくりが進められることが是非必要なこととして併せて提起したいと思います。

△教育委員会事務局図書館普及課普及係／イラスト・伊沢川 同局図書館企画管理課港南区図書館開設準備担当▽